

品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業実施要綱

制定 令和7年3月28日区長決定 要綱第133号

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第59条第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児に係る利用料に関する支援給付事業(以下「本事業」という。)を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象施設等 在籍する満3歳以上の小学校就学前の全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、かつ、年間39週以上であり、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしていると区長が認める施設等のうち、別表第1に定める基準を満たすものであって、次に掲げる施設等ではないもの
 - ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
 - イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
 - ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
 - エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等
 - オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項に規定する施設(エに該当するものを除く。)
- (2) 利用料 在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から一律に徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長保育または預かり保育の利用料、実費徴収費(食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用)の類ではないもの
- (3) 対象幼児 区内に住所を有し、対象施設等を概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、かつ、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍する満3歳以上の小学校就学前の幼児であって、その保護者または対象施設が次のいずれの給付等も受けていない者
 - ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付
 - イ 法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付
 - ウ 企業主導型保育事業費補助金実施要綱(令和5年6月27日こども家庭

庁成育局長通知「企業主導型保育事業等の実施について」（こ成保第70号）別添）に規定する企業主導型保育事業

エ 品川区私立幼稚園等施設等利用給付支給および園児保護者負担軽減補助金交付要綱（令和7年品川区要綱第99号）第1条に規定する品川区私立幼稚園園児保護者負担軽減補助金

オ 品川区認可外保育施設保育料助成金交付要綱（令和6年品川区要綱第272号）第1条に規定する品川区認可外保育施設保育料助成金

カ 品川区外国人学校児童・生徒等保護者補助金交付要綱（平成5年品川区要綱第57号）第1条に規定する外国人学校児童・生徒等保護者補助金

(4) 集団指導 品川区が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うこと。

（基準適合審査の申請）

第3条 本事業の対象施設等として区長の認定を受けようとする施設等の設置者は、品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（第1号様式。以下「対象施設等基準適合審査申請書」という。）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（対象施設等の認定）

第4条 区長は、対象施設等基準適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として認定したときは品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等認定通知書（第2号様式）により、申請を却下したときは品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書（第3号様式）により、申請を行った施設等の設置者に通知するものとする。

（対象施設等の認定の取消し）

第5条 区長は、施設等の設置者が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の認定を受けたと認めるときは、対象施設等の認定を取り消すことができる。

（対象費用）

第6条 本事業の給付対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

（給付基準額）

第7条 対象幼児1人当たりの給付基準額は、1月につき2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として認定した日の属する年度の前年度以前3カ年の平均月額利用料（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とす

る。)が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

(給付金の額)

第8条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と前条に規定する給付基準額のいずれか少ない額とする。

(給付金の支給申請等および申請期限)

第9条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書(第4号様式。以下「支給申請書」という。)に関係書類を添えて、別表第2に定める日までに、区長に提出しなければならない。

2 対象施設等は、別表第3に定める日までに、月毎の在籍名簿(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第10条 区長は、支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書(第6号様式)により、支給しないことを決定したときは品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業不支給決定通知書(第7号様式)により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

(支給の方法)

第11条 給付金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座に直接振り込むことにより支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第12条 区長は、偽りその他不正な手段により、対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書(第8号様式)により対象幼児の保護者に通知する。

(給付金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第14条 対象施設等は、本事業に係る帳簿および関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(給付金に関する報告等)

第15条 区長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた対象幼児の保護者に対し報告を求め、または調査することができる。

(指導および監査)

第16条 区長は、対象施設等に別表第1に定める基準を遵守させるとともに、1年に1回、対象施設等に対して本要綱に定める内容等を周知徹底させるため、集団指導を実施するものとする。

2 区長は、特に必要と認める場合は、実地により個別に指導または施設等の監査を行うことができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表第1(第2条、第16条関係)

項番	項目	基準の内容
1	集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。
2	集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者の概ね3分の1は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく幼稚園教諭の免許状を有する者、保育士、看護師(准看護師を含む。)または都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事がこれと同等以上のものと認める区市町村長その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設等に従事する者に限る。)とする。
3	集団活動室等の構造設備および面積	(1) 集団活動室の面積は、概ね幼児1人当たり1.65㎡以上であること。 (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、集団活動室および調理室と区画されており、かつ、幼児が安全に使用できるものであること。 (3) 必要な遊具、保育用品等を備えること。

4	非常災害に対する措置	〔建物がある場合〕 (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 集団活動室を2階に設ける建物は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（以下「耐火建築物」という。）または同条第9号の3に規定する準耐火建築物であり、集団活動室を3階に設ける建物は耐火建築物であること。 〔建物がない場合〕 集団活動等の実態に応じて必要と考えられる措置をとること。
5	集団活動の内容	(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な集団活動の計画を策定し、実施していること。 (2) 各施設の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6	給食（実施している場合に限る。）	(1) 幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。 (2) 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。
7	健康管理・安全確保	幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。
8	利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。
9	帳簿の整備	職員および幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。
10	会計処理	(1) 財政および経営の状況について、真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政および経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示す

		ること。 (4) 採用する会計処理の原則および手続ならびに 計算書類の表示方法は、毎会計年度継続して適用 し、みだりにこれを変更しないこと。
--	--	--

別表第2（第9条関係）

利用料の期間	支給申請書の提出期限
4月～9月分	4月1日から9月30日まで
10月～3月分	10月1日から3月31日まで

別表第3（第9条関係）

幼児の在籍期間	在籍名簿の提出期限
4月～9月分	4月1日から9月30日まで
10月～3月分	10月1日から3月31日まで

第1号様式 (第3条関係)

申請日 年 月 日

品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
対象施設等基準適合審査申請書

(宛先) 品川区長

申請者

所在地

名称

代表者

品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第3条の規定に基づき対象施設等の基準適合審査を受けたいので、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1 設置者・施設等に関する事項について記入してください。

設置主体	☐ 法人 ☐ 国立大学法人 ☐ 公立大学法人 ☐ 学校法人 ☐ 社会福祉法人 ☐ 株式会社 ☐ NPO法人 ☐ その他法人 ☐ 法人以外 ☐ 個人 ☐ 任意団体
設置者名	
設置者の所在地等	〒 電話： メールアドレス：
代表者名	氏名： 職名：
施設等の種類	
施設等の名称	
施設等の所在地等	〒 電話： メールアドレス：
施設等の管理者名	氏名： 職名：
事業開始年月日	年 月 日

2 運営に関する事項について記入してください。

(1) 開園（開校）曜日（開園・開校している曜日全てにレ点を記入）

☐月曜日 ☐火曜日 ☐水曜日 ☐木曜日 ☐金曜日 ☐土曜日 ☐日曜日

※ 施設が満3歳以上の小学校就学前の全ての幼児を対象として提供している標準的な活動を記入する。((2)、(3)も同様)

(2) 開園（開校）期間

週／年間

(3) 開園（開校）時間

曜日	開園（開校）時間
平日	～
土曜日	～
日曜日	～

(4) 利用定員と現員（ 年5月1日時点）※1

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 ※3	4歳児	5歳児	6歳児 (就学前)	合計	
定員 ※2										(A)に対する (B)の割合 B/A ※5
現員	品川区									
現員 計(A)										
無償化対象 現員のうち	品川区									
無償化対象計(B) ※4										

※1 申請日が属する年度の前年度5月1日時点。3歳以上の現員（概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ）については、付表で内訳を提出する。

※2 定員について特に定めがない場合、施設・設備や職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を記入する。

※3 満3歳児の定員・現員数は、「3歳児」欄に記入する。

※4 3歳以上の現員のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している子供の人数を記入する。

※5 本欄の数値が概ね半数を上回る施設は対象施設等とはならない。

(5) 利用料金等

利用料※1		年額	月額	半期	その他
3歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
4歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
5歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
利用料以外の料金 ※2		総額	入園料	教材費	給食費
			行事費	通園送迎費	()

※1 申請年度及び過去3か年度の利用料を記入する。

※2 申請年度の料金を年額で記入。年齢により料金が異なる場合は、3歳児の料金を記入する。

(6) 職員の配置 (年5月1日時点)

①園長・施設長

☐ 常勤☐非常勤

 人 常勤換算人数(※)

※一日の勤務時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入。

〔集団活動業務への従事〕

☐ 従事する（資格等欄にも記入してください） ☐ 従事しない

〔資格等〕 ☐教員免許 ☐保育士 ☐看護師 ☐准看護師 ☐基準で定める研修修了者

□その他 ()

②集團活動従事者

常勤_____人 非常勤_____人 総数_____人

常勤換算人数(※) 人

〔資格等別の内訳〕

資格等	常勤	非常勤		合計	
		実人数	換算人数	実人数	換算人数
幼稚園教諭免許					
保育士					
看護師					
准看護師					
基準で定める研修修了者					
その他					
合計					

③その他の職員

常勤_____人 非常勤_____人 総数_____人

〔資格等別の内訳〕

資格等	常勤	非常勤	合計
調理員			
その他（ ）			
その他（ ）			
合計			

(7) 施設・設備の現況

居室等の 設置状況	集団活動室・ 遊戯室	調理室	便所	その他	合計
	室 ㎡	室	室 便器 個	室	室 ㎡
屋外遊戯場(園庭)	有 (㎡) ・ 無 (付近に代替可能な場所 有 ・ 無)				
建物の構造	鉄骨造 その他 ()	鉄筋コンクリート造	れん瓦造	木造	

（８）非常災害に対する措置

非常災害に対する計画	有（消防計画： 年 月 日届出、その他の計画（内規等））		無
防災（避難・消火等）訓練	実施（実施回数 回/年）		未実施
集団活動室が２階にある	耐火建築物又は準耐火建築物		不適
集団活動室が３階以上にある	耐火建築物		不適
建物がない場合の 非常災害に対する対策	有	（※具体的な対策の内容を記入）	無

（９）健康管理・安全確保

登・降園時の健康観察	実施（実施内容を簡潔に記入： ）	未実施
健康診断（幼児）	実施（ 回/年） ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。	未実施
健康診断（職員）	実施（ 回/年） ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。	未実施
常備している医薬品等	有（主な医薬品等の種類を記入： ）	無
安全管理マニュアル	作成	未作成
保険の加入	加入	未加入
保険の種類	賠償責任保険 ・ 傷害保険 ・ その他（ ）	
保障の内容		

（添付書類）

- ・ 有資格者等について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
- ・ 保育士等の職員の勤務体制がわかる勤務割表等
- ・ 施設の平面図（消火器は○印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記入。）
- ・ 利用案内、パンフレットの類（利用料がわかるものは当該年度分とは別に過去３か年分が必要。）
- ・ 年間の活動計画、幼児の健康管理・安全管理等がわかる書類、保険会社との契約書類の写し

対象施設等基準適合審査申請書 付表 (現員の内訳書)

(年5月1日時点)

No. ※1	幼児の在住 区市町村	3歳以上の在籍幼児 ※3				保 護 者			無償化対象の 有無 ※4			
		歳児クラス ※2			氏名	フリガナ	生年月日	氏名	フリガナ	住所	対象	対象外
		3 歳	4 歳	5 歳								
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
小計	品川区計											
	その他計											
合 計												

※1 内訳書の順は、「幼児の在住区市町村」毎に、歳児クラス毎の幼児名(カナ)の五十音順に記入してください。
 ※2 「歳児クラス」欄は、該当するクラスに○印を記入してください。(満3歳児は「3歳」欄に記入。)
 ※3 対象施設等に概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ記入してください。
 ※4 「無償化対象の有無」欄は、幼児の保護者が子育てのための施設等利用給付を受給している場合は「対象」欄に○、受給していない場合は「対象外」欄に○を記入してください。

第2号様式（第4条関係）

発第 号
年 月 日

様

品川区長



品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業 対象施設等認定通知書

年 月 日付けで申請がありました品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次のとおり対象施設等として認定しましたので、品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の所在地	
代表者名	
施設等の名称	
認定年月日	
対象幼児の月額基準額	
備 考	

第3号様式（第4条関係）

発第 号
年 月 日

様

品川区長



品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業 基準適合審査申請却下通知書

年 月 日付けで申請がありました品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次の理由により申請却下となりましたので、品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の所在地	
代表者名	
施設等の名称	
却下年月日	
却下の理由	
備 考	

第4号様式（第9条関係）

品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
支給申請書

（宛先）品川区長

申請日 年 月 日

【次のことに同意し、申請します。】

- 1 決定にあたって必要が生じた場合は、当該範囲において、申請幼児が通園する施設等有する学齢簿の類、徴収金台帳等を品川区が閲覧・調査すること。
 - 2 品川区が申請者及び申請幼児の住民記録情報について、公簿で確認すること。
- 以上のことを同意し、以下のとおり申請します。

1 申請者について記入してください。

申請者	フリガナ		申請 幼児 との 続柄	1父 2母 3その他（ ）	現住所	〒
	氏名			注）該当番号を○で囲い、 その他は（ ）内も記入。		
	連絡先 ※1		☐ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ 自宅 ☐ その他（ ）			
	（電話番号）		☐ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ 自宅 ☐ その他（ ）			

※1 連絡先（電話番号）欄は、確実に連絡がとれる順に記入してください。

2 申請幼児について記入してください。

申請 幼児 ※2	フリガナ		現住所 注）申請者と異なる 場合のみ記入。	〒
	氏名			
	生年月日	年 月 日		

※2 対象となる幼児が複数いる場合は、幼児ごとに作成してください。

3 利用した施設等を記入してください。

フリガナ		所在地	〒
施設・事業名			
契約している利用料 ※3	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円	電話：	

※3 該当箇所にレ点をして金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定（10円未満端数切捨て）し、月額相当分を月額欄に記入してください。

4 支給申請額を記入してください。

支給申請額		金 円（ 年 月～ 年 月分）						
対象月	対象施設等に支払った月額利用料(a) ※4 ※5	月額基準額(b) ※6	請求額 aとbを比較して 小さい方(c)	対象月	対象施設等に支払った月額利用料(a) ※4 ※5	月額基準額(b) ※6	請求額 aとbを比較して 小さい方(c)	支給申請額 cの合計
4月				10月				円
5月				11月				
6月				12月				
7月				1月				
8月				2月				
9月				3月				

※4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（領収証等）を添付してください。

※5 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定（10円未満端数切捨て）してください。

※6 月額基準額は、利用した施設等に確認して金額を記入してください。

5 給付金の振込先を記入してください。

金融機関番号		金融機関名	銀行・信用金庫・農協・信用組合											
支店番号		支店名												
口座番号		預金種目	☐ 普通 ☐ 当座											
口座名義(姓)														

第 5 号様式（第 9 条関係）

月毎の在籍者名簿

No.	歳児クラス			幼児名		幼児 生年月日	幼児の在籍状況											
	3 歳	4 歳	5 歳	カナ	氏名		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		

※ 「歳児クラス」欄は、該当するクラスに○印を記入してください。（満 3 歳児は「3 歳」欄に記入。）

※ 「幼児の在籍状況」欄は、幼児が月初に在籍した場合に○印を記入してください。

※ 対象施設等に概ね 1 日 4 時間以上 8 時間未満、週 5 日以上、年間 39 週以上利用する幼児のみ記入してください。

発 第 号
年 月 日

様

品川区長



**品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業
の利用支援事業 支給決定兼支払通知書**

年 月 日付けで申請がありました品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次のとおり給付金を支給することを品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第 10 条の規定に基づき通知します。

申請者（保護者）の氏名	
申請者（保護者）の住所	
申請幼児の氏名	
申請幼児の生年月日	
支給額（月額）	
支給対象月	
備 考	

発 第 号
年 月 日

様

品川区長



**品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業
の利用支援事業 不支給決定通知書**

年 月 日付けで申請がありました品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次の理由により不支給となりましたので、品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第 10 条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名	
申請者(保護者)の住所	
申請幼児の氏名	
申請幼児の生年月日	
決定年月日	
不支給の理由	
備 考	

発 第 号
年 月 日

様

品川区長



**品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業
の利用支援事業 支給決定取消通知書**

年 月 日付けで決定した品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次の理由により取り消しましたので、品川区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第 12 条の規定に基づき通知します。

申請者（保護者）の氏名	
申請者（保護者）の住所	
申請幼児の氏名	
申請幼児の生年月日	
取消年月日	
取消の理由	
備 考	